

各位

2025年4月14日

会 社 名 タツモ株式会社

代表者名 代表取締役社長佐藤泰之

(東証プライム市場・コード 6266)

問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 吉國 久雄

電 話 番 号 086-239-5000

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 14 日 (以下「本割当決議日」といいます。) 開催の取締役会において、下記のとおり、 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」又は「処分」) を行うことについて決議 いたしましたので、お知らせいたします

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年5月13日
(2)	処分する株式の	当社普通株式 13,851 株
	種類及び数	当任自进休人 15,651 休
(3)	処 分 価 額	1 株につき 1,653 円
(4)	処 分 総 額	22, 895, 703 円
(5)	処分先及びその人数	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)
	並びに処分株式の数	4名 13,851株
(6)	そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書の効
		力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に対し報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2023年3月28日開催の第51回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額50,000,000円以内の金銭債権を支給し、年50,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の 普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日 の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、そ れに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び 諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、本制度に基づく 対象取締役の2025年12月期(2025年1月1日~2025年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として、金銭債権合計 22,895,703円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式合計13,851株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年5月13日(以下「本処分期日」という。)から当社の取締役又は正社員のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時点の直前時までの期間(以下、「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと、かつ、当社が設定した業績条件を達成したことを条件として、譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象取締役が、本役務提供期間中に当社の取締役の地位を退任した場合、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、業績条件を達成できなかった場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

①譲渡制限の解除時期

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式 移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の 株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、組織再編等 効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該承認された日において対象取締役が保有する譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすること

ができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。 当社は、譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する譲渡制限付株式報酬に係る本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく対象取締役の第54期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年4月11日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,653円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上